

令和6年第9回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年9月5日（木）13時27分から14時01分

2. 開催場所 香美市中央公民館2階会議室

3. 出席委員（16名）

会長	19番 原 心一				
会長職務代理	3番 小松 和啓	2番 山崎 彰			
委員	1番 山内 茂	4番 藤原 新市	5番 堤 昭雄		
	6番 竹村 純吉	7番 三谷 富重	9番 三木 克司		
	10番 岡本 博臣	11番 竹平 豊久	13番 森田 良彦		
	15番 五百蔵 純太	16番 門脇 義人	17番 岡田 修一		
	18番 宗石 大輔				

4. 欠席委員（3名）

8番 西村 広幸 12番 西岡 久 14番 上島 陽子

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案

第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
第3号	非農地証明願いについて
第4号	農地法第18条第6項解約通知報告について
第5号	農地法第5条の規定による届出について（報告）
第6号	香美市農用地利用集積計画について（諮問）
第7号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	和田 雅充
事務局次長	岡村 昭彦
事務局主幹	高月 陽生
農地班長	恒石 政志
農地係長	沖 好子

7. 会議の概要

事務局	開会（13時27分） それでは、ただ今から令和6年第9回の農業委員会総会を開催致します。 香美市農業委員会会議規則 第3条 会長は、議長となり、議事を整理する。となっておりますので、議長を会長にお願いします。
議長	皆さんこんにちは。先般の台風10号につきましても大変まあ、心配をしましたがけれども、あまり、影響もなく、私達にとっては安堵したところですが、台風シーズンまだこれからですので、心配なところもあろうかと思いますが、よろしくお願いします。なお、暑さについてもですね、引き続き、ずっと暑いわけでした、農作業、外でする作業が多いと思いますが、十分

にお体には注意をして農作業に励んでいただきたいと思いますのでよろしく
お願いを致します。それでは会議に入っていきたいと思いますのでよろしく
お願いします。

本日議事録の署名人につきましては三谷委員と三木委員にお願いをします
のでよろしくお願いを致します。それと本日欠席届けが出ておるのが、西岡
委員、西村委員、上島委員3名の方が欠席届けが出ておりますのでご報告を
しておきます。

それでは議案に沿いまして本日の議題に進めて参りたいと思いますので、
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請から順次説明をお願いしたい
と思いますので、事務局、よろしくお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてです、案件は7件
となっており、事前にお配りしている調査書のとおりで、農地法第3条第2項
各号の判断基準につきましては、いずれも不許可の要件には該当しないものと
判断されます。

1番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町中野の農地4筆
で合計面積5,459㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおりです。資料は1です。

2番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町岩次の農地4筆で
合計面積2,581㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は2です。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町五百蔵の農地1筆で面
積1,514㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は3です。

4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町谷相の農地2筆で、合
計面積は399㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は4です。

5番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は香北町猪野々の農地1筆で、
面積、36㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は5です。

6番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は物部町安丸及び神池の農地2
筆で、合計面積、885㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は6です。

7番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は物部町安丸の農地5筆で、合
計面積は1,088㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は7です。

以上です。ご審議の程をよろしくお願いいたします。

議長

はい、説明が終わりましたので、議案第1号につきまして順次皆さん方から
ご質問を受けたいと思いますが、何か質問はありませんか。

———質疑なし———

議長

格段無いようですが、最近、何か贈与とかいうふうなことがですね、親子
とかいうことであれば当然あるわけですが、他人でもこういう案件が出て
くるようになりました。やはり、農業をする人が、あとは後継者がいないとか、
それから農地についてもですね、非常にもう単価が安いとかいうふうなことも
あるかと思いますが、そういう案件が最近多いように感じます。皆さん方から、
何かご質問はありませんか。

———質疑なし———

議長

格段無いようでしたら、採決に入りたいと思いますのでよろしくお願いをし
たいと思います。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、原案
通り賛成の方の挙手をお願いします。

———全員挙手———

議長

はい、全員賛成です。有難うございました。

引き続きまして議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第5条による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は使用貸借権、申請地は土佐山田町楠目字楠目1052番1、地目は田、面積は31㎡、外1筆、計2筆で合計面積190㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は自己用住宅、転用事由は議案書のとおり。資料は8、農地区分はその他2種農地、調査員は堤委員です。

申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるためその他2種農地になります。

続いて2番、権利の種類は賃貸借権、申請地は香北町朴ノ木字ロツビヤク296番、地目は田、面積は181㎡、外3筆、計4筆で合計面積623㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は駐車場、転用事由は議案書のとおりです。資料は9です。農地区分は1種農地、調査員は三谷委員です。

申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地であると判断されます。

なお、補足しますと来年の朝ドラの「あんぱん」のお客さんを想定して一時転用で駐車場を構えるということになりますので、転用の期間は3年が上限ということなのでまた3年後に施工が終わって3年後にはですね、原状回復でまた元へ戻すということになっています。

続いて3番、権利の種類は使用貸借権、申請地は香北町小川字ドラノ木180番1、地目は田、面積は676㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は平屋建て住宅、転用事由は議案書のとおり。資料は10、農地区分はその他2種農地、調査員は宗石委員です。

申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるためその他2種農地になります。以上です。

議長

はい、有難うございました。補足説明を堤委員から、1番から順番にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

委員(5番)

はい、それでは資料の8をご覧ください。ここは、場所は前の楠目小学校の跡地のオートヨがあるところの北西になります。この申請理由にもありますように分家住宅ということでそれとこの隣接する農地はご本人、■■■■さん本人の所有ということです。それでこの北側に農地がありますが、ここはもう何年か前に非農地証明、私出しまして今家が建っておりますので、ここは関係ありません。横と下はもう本人の農地ということですので問題無いと思います。以上です。

議長

はい、有難うございました。続きまして三谷委員お願いします。

委員(7番)

資料9-1を見て下さい。これ朴ノ木の、高照寺の駐車場使いよったここは狭いところで入口に荒れ地があつてそこを借るようになりました。そこは1種農地ですけど、県道ぶちから後ろ側は谷になってます。西は道路になってまして、隣接する農地はそんなにここは関係ないみたいなどこです。一時転用ということですので差し障りは無いと思います。以上です。

議長

はい、有難うございました。続きまして宗石委員お願いします。

委員(18番)

資料の10をお願いします。場所は国道195号線の西川へ入っていく道の

		対面、北側の農地です。この土地の 180 の資料 10-5 の 180-2 はこの 180 の申請者の父親で左側の道に隣接している土地を使うということです。周りの同意書なども得られていることから問題無いと思います。以上です。
議	長	はい、有難うございました。補足説明まで終わりましたので皆さん方から議案第 2 号につきまして、質問を受けたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。 はい、竹村委員。
委員（6 番）		朴ノ木の [REDACTED] ですが、この 312-1 は今うちが作ってますけど、これはいつから工事を始めるものでしょうか。
事 務 局		一応ですね、許可が下りてからということで 11 月以降、もちろん刈り取り終わってからで大丈夫ですのでよろしくお願いします。
議	長	竹村さんが許可出さん言うたら。
事 務 局		まず竹村さんに許可を貰いに、すいません、順番が。
議	長	いやいや、まだ稲が植わっちゃうんです？そこのところは本人びっくりしますよね。事前にちょっと説明をしてくれたらありがたかったかなあと。その他ありませんか、他に。
		— 質 疑 な し —
議	長	格段無ければですね、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請ですが採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。
		—— 異 議 な し ——
議	長	はい、それでは、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして原案通り賛成の方の挙手をお願いします。
		—— 全 員 挙 手 ——
議	長	はい、全員賛成です。有難うございました。 続きまして議案第 3 号非農地証明願いについての説明をお願いします。
事 務 局		議案第 3 号 非農地証明願いについて説明致します。 1 番、申請地は土佐山田町逆川字石本 1996 番 2、地目は田、面積は 423 m ² 、利用状況は宅地、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は中越推進委員で資料は 11 です。 2 番、申請地は土佐山田町神母ノ木字西野 265 番 5、地目は畑、面積は 254 m ² 、利用状況は宅地、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は森田委員で資料は 12 です。 3 番、申請地は土佐山田町北滝本字大奈路 10 番 4、地目は畑、面積は 115 m ² 、外 1 筆、計 2 筆で合計面積 247 m ² 、利用状況は宅地、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は中西推進委員で資料は 13 です。 4 番、申請地は物部町安丸字中谷 292 番、地目は田、面積は 178 m ² 、外 2 筆、計 3 筆で合計面積 699 m ² 、利用状況は山林、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は岡本委員で資料は 14 です。 5 番、申請地は物部町安丸字東土居 5 番 1、地目は田、面積は 109 m ² 、利用状

	況は山林、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は岡本委員で資料は15です。以上です。
議 長	はい、以上で説明が終わりましたが、補足説明を1番中越委員よりお願いします。
推 進 委 員 (6 番)	すいません、説明します。資料11-2を見ていただきたいと思います。田ですが、もう家が建ってだいぶ古くなって住民も居なくなったみたいで、聞いてみたら空き家バンクへ登録したいということで、田ではいかんということで非農地化という申請が出てきておりました。現地確認した結果、まず田んぼに戻せないという状況ですので非農地化して問題無いと思います。
議 長	はい、有難うございました。すいません、2番森田委員お願いします。
委員 (13 番)	資料の12-1を見て下さい。場所につきましては、こっから香北向いて行って談議所下って物部川にかかっちゃう神母ノ木の橋を山崎酒店の方へ右へ曲がります。そこから100m位行ったら左側になりますけれども、市営住宅の片地団地がありまして、下の写真の上の方にグラウンドが半分切れておりますけれども、ここが片地保育園になります。その手前の265-5ということで周りも住宅であり、別に問題無いと思います。7月27日に確認を致しました。
議 長	はい、すいません、続きまして3番、中西委員お願いします。
推 進 委 員 (9 番)	資料は13、場所は国道32号線の繁藤の橋から高知の方へ約400m位来たところで国道のすぐ上ですが、空き家になってもう数年経ちますので、雑木や草が生えて、資料13-2、3のような状態で問題無いと思いますけど。
議 長	はい、すいません、続きまして4番と5番を岡本委員よりお願いします。
委員 (10 番)	すいません。資料14-1をお願いします。現地は物部町大栃から6キロくらいの距離であります。物部町安丸程野という集落の中にありましてここは市道程野1号線が通っておりまして、さらにそこから下方向に市道安丸程野線を300m位下ったところにありまして、図面の方で赤いところは296-ロ、296-イ、292番の現地の位置図です。下の写真は航空写真で周囲は全て山林となっております。14-2をお願いします。3筆とも周囲は山林となっておるため現地の地番確定がまあ、ちょっと取れんでしたが、昭和59年頃耕作地を放棄して、現在スギ・ヒノキの山林になっておるということで、いつ頃植えたとは記載されてませんでしたが、私の見た感じまた周囲の状況等から判断すると樹齢がまあ、40年生位のスギ・ヒノキが植林されていると思われました。転用事実行為から15年以上平穩無事に経過しております。また今も言いましたように周囲は植林されておりますので、問題無いと思います。以上です。 次に15-1をお願いします。現地は先程説明しました資料14-1と同じように安丸集落の中にありまして上菰生野川につかかっております、安丸堰堤の橋を渡って市道黒代線を300m位上に上がったところにあります。5-1番地は対象の土地で現地は平成6年頃耕作を放棄して現在スギ・雑木の山林となっておるということで私が見た感じでまあ25年生くらいの樹齢になっておるように思われました。これも同じように転用事実行為から15年以上平穩無事に経過しております。また周囲も植林化されておりますので問題無いと思います。以上です。
議 長	はい、有難うございました。それでは非農地証明願いの説明が終わりました。皆さん方から何かご質問があれば受けたいと思いますが、格段ありませんか

ね。

——質疑なし——

議長 格段ありませんか。無いようでしたら、採決に入りたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。
はい、それでは、議案第3号非農地証明願いにつきまして原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第4号農地法第18条第6項解約通知報告について説明をお願いします。

事務局 報告第4号 農地法第18条第6項解約通知報告についてです。
報告案件は5件となっておりますのでよろしくお願いいたします。
1番、申請地は土佐山田町南組の農地5筆で合計面積6,312㎡、貸人及び借人、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。
2番、申請地は土佐山田町山田の農地1筆で面積1,578㎡、貸人及び借人、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。
3番、申請地は土佐山田町岩次の農地1筆で面積1,741㎡、貸人及び借人、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。
4番、申請地は土佐山田町佐野の農地1筆で面積710㎡、貸人及び借人、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。
5番、申請地は香北町萩野の農地1筆で面積2,687㎡、貸人及び借人、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。以上です。

議長 はい、有難うございました。農地法第18条の6項解約通知報告ですが、この件につきまして皆さん方からご質問を受けたいと思いますが、何かありませんかね。
すいません、私から []、これ [] []、廃業の為ということになってますけど、この人は農業組織というかそんな営農組織みたいな団体の会社ですか、それとも全然関係ない。

事務局 以前に利用権設定で出てきた分で、その会社の中で農業部門があってやってたんですが、廃業ということで今回解除出てきてます。

議長 廃業は全部廃業よね。農業部分じゃなくてね。

事務局 全部。

議長 はい、わかりました。
皆さん、他にありませんか。

——質疑なし——

議長 格段無ければ、この件につきましては報告案件ですので報告のみとさせていただきます。
続きまして議案第5号農地法第5条の規定による届出についての報告ですが、説明をお願いします。

事務局	報告第5号 農地法第5条届出報告についてです。 報告案件は1件となっていますのでよろしくお願いいたします。 1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町の農地1筆で、面積は59㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は16です。以上です。
議長	議案第5号農地法第5条の規定による届出の報告ですが、説明がありました。皆さん方から質問があれば受けたいと思いますが、何か質問はありませんか。 ———質疑なし———
議長	格段無いようですので、この件につきましても報告のみとさせていただきます。続きまして議案第6号香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、説明をお願いします。
事務局	はい、議案第6号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。 まずは、農業公社による中間管理の売買事業になります。 1番、土佐山田町山田の農地、920㎡を高知県農業公社から、 の さんが購入し、やっこねぎを栽培します。資料は17です。 2番、土佐山田町山田の農地、919㎡を高知県農業公社から、1番と同じ さんが購入し、やっこねぎを栽培します。資料は18です。 続いて、通常の貸借権になります。 1番、土佐山田町の農地5筆、合計6,312㎡を の さんが借り受け、ニラを栽培します。資料は19です。 2番、土佐山田町山田の農地、601,5㎡を の さんが借り受け、オクラを栽培します。資料は20です。 3番、香北町萩野の農地、2,687㎡を の さんが借り受け、ニラを栽培します。資料は21です。以上です。
議長	はい、有難うございました。議案第6号の香美市農用地利用集積計画の諮問ですが、この件につきまして説明がありました。皆さん方から質問を受けたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。 ———質疑なし———
議長	格段無ければ採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。 ———異議なし———
議長	はい、それでは議案第6号香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、原案通り賛成の方は挙手をお願いします。 ———全員挙手———
議長	はい、全員賛成です。有難うございました。 それでは続きまして議案第7号その他の件ということになってますが、事務局の方から何かありますか。
事務局	ちょっと説明をさせていただきたいと思いますが、今日お配りしている資料の関係でもあるんですけども、1点目が地域計画の今年で総仕上げということになりまして事務局の中でもちょっと調査対象者を増やしていっており

まして、前回1町以上の農地をお持ちの方っていうことで200件余りアンケートを出してもらって、今順次返ってきてるところなんですけど、もう少しちょっと取ろうかって話になりまして、もう農業委員さんですと、推進委員さんにも取ろうかっていうことになりましたんで、今日お配りをしておりますが、委員さんもそのいろんな役を受けられておりまして、すでにその認定農業者であつたりとかですね、もう取らしてもらってる方にはもう今日お渡ししてませんが、その方以外の委員さん、推進委員さんには今日お配りしております。返信用封筒でお返しただいて結構ですので、概ね今月中位にはお返事いただけたら有難いです。あとそのもう一つはそれも皆さんにお配りしてるんですけど、市長との意見交換会、11月7日に香北で定例会の後に行う予定としておるんですが、出席をお願いをする委員さん、推進委員さんについては3年の間に順番にっていうこともあつてですね、当日の出席者は絞らせていただく分もあるんですけど、一応意見とか質問については今日皆さん出しておいたらえいかっていうこともあつて皆さんにお渡ししております。返信用封筒、ピンク色の封筒についてはですね、ごめんなさい、ちょっと兼用になってるんですけど青の角2の封筒でアンケートをお渡ししてる方にはそれを使つていただいて、そのアンケートが無い方については、その意見交換会の方にちょっと書いて頂いて、意見が無ければもう構いませんけども。あればですね、それに書いて送っていただけたらと思ひまして、一応まあ市長へもですね、事前にこういう意見とか質問が出てますよってことをお伝えしたうえで回答の作成準備が要りますので、それも今月中位に一旦いただけたら有難いかなということにはなりますので、参考に、去年のやり取りとか意見が出たことの質問と回答ということで付けさせていただきますので、見ていただけたらと思ひます。ちょっと実際今年当日の意見交換会においでで頂けたらという方なんですが、昨年とか、まあ欠席、当初来る予定だったのが欠席になった方とか、そういうこともあつたりするので、一応まあその方とかも含めたですね、今からお名前読み上げますが、順番に今日西岡さんお休みですが、西岡久さん、西村広幸さん、森田良彦さん、竹村純吉さん、岡本博臣さん、上島陽子さん、宮地泰範さん、黒岩年和さん、田村謙二さん、中西眞一さん、武内幸雄さん、平田茂さん、竹添修さん、高橋忠章さん、宗石高明さん、以上の方々がまあ、今年ちょっと人数やや多いんですが、可能な方は参加を頂けたらということで、また事前にお手紙またお出ししますが、一応そのメンバーだということにはなります。以上です。

議

長

せっかく3年に1回ということで今年名前を今読み上げさせていただいた方にはですね、今まで1回、2回の時にご出席いただいてませんので是非とも3回目出席いただきたいという思いがあつて名前を列举させていただきましたのでよろしくお願ひしたいと思ひます。なお市長もですね、ちょうど日程的に大変忙しい中、東京で会があつて、引き続いて会があるらしいですけども、その日にはわざわざ帰つて来てくれてですね、私たちの会へ出席をしていただいて、また東京へ会議の為に帰るというふうな日程を取つていただいたらしいです。そういうことで皆さん方にも是非とも有意義な交換会に、意見交換会にしたいと思ひますのでよろしくお願ひをしたいと思います。

あと今日はですね、最適化推進委員意見交換会につきましてはあつせん物件等が出てきておりませんので皆さん方から何かご意見、またご質問があればですね、受けさせていただきたいと思ひます。それで無いようでしたら今日の意見交換会は今回はしないという思いをしますのでよろしくお願ひをしたいと思います、何かありませんか。

各段無ければですね、今日の会はこれで終わりとさせていただきたいと思ひます。

どうも大変暑い中ご出席いただいて有難うございました。くれぐれも十分に注意をしながらですね、無理のないように農業に、またいろんな、これか

ら秋になりますと会合もあろうかと思しますのでよろしくお願いをしたいと思います。今日はどうもお疲れでした。有難うございました。

閉会 (14時01分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長 原 心一 

署名人 三谷 富重 

署名人 三木 克司 